

府政に新しい息吹を！

しばたに匡哉
オフィシャルサイト
ブログ 毎日更新しています
携帯電話で
もご覧頂け
ます。

大阪府議会議員

無所属

まさや
しばたに 匡哉府政
報告

皆さんのご意見をお寄せください しばたに事務所 〒581-0087 八尾市明美町2-8-27

TEL:072-922-3777 FAX:072-922-0115 MAIL:shibatani@mbe.nifty.com

八尾市
太田新町

念願の信号機設置

新設の信号機の点灯式を行う
しばたに 匡哉府議

**信号機設置
は極めて困難**

で財ながき公をい
政り付を安受て信
実状まけ経委けは
現況すられ、機
する等がれ、優等阪元設
の関厳こ先の府の置
は係しと順手警要に
各 いに位続、望つ

あり号地
りはの触
事接事
地三度も
機設の〇も
設皆年
起故人車
のさにき
要ん渡て過
自士とこ
望かりお去
動のれ
がら太
に車接ま

**大田地区
長年の要望**

路太 この交差点は、南北が小学校として使用している横断歩道でもあります。八尾空港の南にある八尾市太田新町三丁目の交差点に、地域の皆さんのがんばりで、この交差点は、南北が小学校へ通学路になつており、また地元の皆さんが地域の長年にわたる念願でした。

「安全・安心に暮らせる地域づくり」がまた一步前進

**しばたに 匡哉
まさや
府議の
粘り強い交渉で表現**

市町村とも必要最低
難数であります。状況となつてい
ます。

**しばたに府議の
粘り強い交渉が
成果に**

**府のため
郷のため
これをもつて**

ま機解しのと、
しののて粘
た。設下大
し。阪強
が今府い
実回警交
現のの強
致信ご
し号理そ
望元

こ交どかととへを機太は、中、こ
ころ涉どもとも受の田、平成二四年に、
とども類け、設置より、の
しのように、
さんによ
うに、
い要地
の強い
地元



地域の安全を願い、新しい信号機を渡り初めするしばたに府議

べい活動
て、いと決
で、いきか
を述

力情熱と行動

こかもがるのし繋域一
ソとも、も解を地もりいる安の
事在たがのこ
も大決向域勿方。こ心信
ち方切しけの論を大と・号
課大議阪を安機
がバ今いし題切論全期全が
らラ後くつにだす域待に地

信
号
機
の
点
灯
式
に
参
加
し
し
ば
た
に
府
議

生活保護事務で2市の不適切処理が明らかに

府議会
2月定例会
一般質問

しばたに匡哉府議の指摘で



府議会一般質問に登壇する
しばたに匡哉府議

しばたに府議の指摘で
新たな不適切事務が
明らかに

この様な状況を踏まえ、
行っていたことが報道さ
れるなど、不正や、不適切
な事務手続きが相次いで
います。

大阪の全市町自らが、不正を未然に防止できる体制づくりを

**不適切事務は
不正の温床に**

しばたに府議は、二月定期会の一般質問で、「生活保護の指導・監査体制の強化」について質問し、報道された四市に加え、さらには二市においても、不適切な天引き徴収が行われていた事を明らかにしました。

生活保護費の天引き

平成25年12月・平成26年1月
新聞報道のあった福祉事務所
**八尾市 吹田市
交野市 寝屋川市**
追加調査で判明した福祉事務所
門真市 富田林市

しばたに府議 オール大阪での不正防止体制の強化を強く訴え

それが当たり前となつて、まえ、新たに「生活保護担当偏った運用になつてしまふ。その様な環境が不祥事発生の温床となつて、生活保護の不正受給に歯止めがかからなくなつてしまふのではないか」と指摘しました。

偏った運用になつてしまふ。その様な環境が不祥事発生の温床となつて、生活保護の不正受給に歯止めがかからなくなつてしまふのではないか」と指摘しました。

オール大阪での 体制強化を

門真・富田林市も天引き

不正受給者の生活保護費

さらに、しばたに府議は、「これまで、生活保護の不正受給のチェックは、行政の事務処理のチェックは全く出来ていない。府として、市町村に対する、指導、監査の頻度を増やすなどの強化を図ると共に、府内課長級職員からなる会議を設置し、オール大阪で不正防止に向けての指導を徹底すべき。」と強く訴えました。

また、しばたに府議は、「問題の所在は、不正をはたらいた職員だけではない。長年、不適切な経理事務処理を続けていると、不適切との認識も薄れて、

保護費から「天引き」
門真・富田林市も

保護費支出しに関する整理処理
も監査対象とする。
3日の府議会で、栗谷国

府議(民主見・無所属)の一般質問で明らかに

保護費約2億6,000万円

が使途不明になった事件

を受け、府は各自治体の

生活保護担当の課長級職

員を集めて会議を開き、

不正防止に向けて指導を

して、

■ 読売新聞

市町村の生活保護担当の課長級職員からなる会議を設置し、オール大阪で不正防止に向けての指導を徹底すべき。」と強く訴えました。

しばたに府議の質問に

対し、府の福祉部長も「しばたに議員のご指摘を踏

生活保護の不正受給者に「かじめ金融機関側に天引きをめぐら、大阪府八尾市などの受給者が毎月の支給額をあらかじめ差し引く天引き徴収を行つて」問題で、新たに同市が支払われる毎月の支給額から返還額をあらかじめ差し引く天引き徴収を行つて、一方で、市職員が返還額を差し引く天引き徴収を行つた。一方で、富田林市はあらかじめ天引きをしていたことから、市職員が返還額を差し引く天引き徴収では、不正受給が目的だが、生活保護法で強制徴収は認められておらず、府はすでに両市に

生活保護法では、不正受給が判明した場合、自治体が不正分の費用を徴収できることを規定している。

生活保護の不正受給者に「かじめ金融機関側に天引きをめぐら、大阪府八尾市などの受給者が毎月の支給額をあらかじめ差し引く天引き徴収を行つて」問題で、新たに同市が支払われる毎月の支給額から返還額をあらかじめ差し引く天引き徴収を行つて、一方で、市職員が返還額を差し引く天引き徴収を行つた。一方で、富田林市はあらかじめ天引きをしていたことから、市職員が返還額を差し引く天引き徴収では、不正受給が目的だが、生活保護法では、不正受給が判明した場合、自治体が不正分の費用を徴収できることを規定している。

生活保護法では、不正受給が判明した場合、自治体が不正分の費用を徴収できることを規定している。

生活保護法では、不正受給が判明した場合、自治体が不正分の費用を徴収できることを規定している。